

告 示

埼玉県告示第六百十六号

埼玉県中央家畜保健衛生所長

平成十七年埼玉県川越家畜保健衛生所長告示第二号（家畜伝染病予防法に基づく

埼玉県熊谷家畜保健衛生所長

報告徴求に関する告示）の一部を次のように改正する。

なお、改正後の第二号の規定は、令和八年十月分の報告から適用する。

令和八年九月一日

埼玉県熊谷家畜保健衛生所長 中 島 敏 行

埼玉県川越家畜保健衛生所長 馬 場 未 帆

第二号中「きじ」の下に「、エミュー」を加え、「（だちょう）」を「（エミュー及びだちょう）」に改め、第五号を次のように改める。

五 報告書の提出及び問い合わせ先

当該農場の住所地を管轄する家畜保健衛生所

イ 埼玉県熊谷家畜保健衛生所

埼玉県熊谷市久保島千三百七十三番三（郵便番号三六〇―〇八三一） 電話〇

四八―五二―一―二七四 ファクシミリ〇四八―五二六―一〇六三 電子メ

ールk211274@pref.saitama.lg.jp

ロ 埼玉県川越家畜保健衛生所

埼玉県川越市大字石田百五十二番地（郵便番号三五〇―〇八三七） 電話〇

四九―二二五―四一四一 ファクシミリ〇四九―二二六―九六五三 電子メー

ールr254141@pref.saitama.lg.jp